

○福津市国民健康保険条例(抜粋)

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
- (3) 公益を代表する委員 3名

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

○国民健康保険法施行令(抜粋)

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二九政二五八・一部改正)

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○福津市国民健康保険運営協議会規則(抜粋)

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長及び会長の職務代行者の選挙の方法は、協議会の議決によって定める。

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第43条第1項の規定による一部負担金の割合の引下げ
- (2) 国民健康保険税の税率
- (3) 法第58条の規定による保険給付の種類及び内容の変更
- (4) 保健施設の実施大綱
- (5) その他重要事項

(定足数)

第5条 協議会は、被保険者を代表する委員、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第8条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。